

(その1)

収支報告書

令和3年分
開催分

(ふりがな) こうゆうかい
1 政治団体の名称 宏友会

2 主たる事務所の所在地 札幌市豊平区月寒中央通5丁目1-12

3 代表者の氏名 (姓) (名)
高木 宏壽

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
泉谷 栄

事務担当者の氏名 (姓) (名)
倉田 由美子

(電話) 011-852-8769

(電話)

(電話)

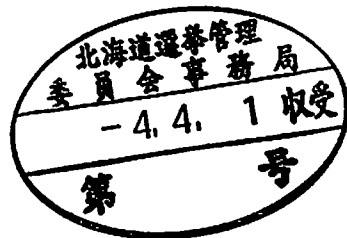
政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	衆議院議員 (北海道第三選挙区)
(現職・候補者の別)	(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名) 高木 宏壽

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 高木 宏壽
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別)	(現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

受付	審査	システム	照合	公表
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>



資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	2,014,135
(前年からの繰越額)	310,895
(本年の収入額)	1,703,240
支 出 総 額	1,814,223
翌年への繰越額	199,912

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(イ) うち特定寄附	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	850,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	850,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	850,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	親睦ゴルフ大会	853,240	
2			
3			
4			
5			
	この頁の小計	853,240	
	合計	853,240	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	自由民主党北海道第三選挙区支部	300,000	R3/4/1	北海道札幌市豊平区月寒中央通5丁目1-12	高木宏壽		
2	自由民主党北海道第三選挙区支部	150,000	R3/4/30	北海道札幌市豊平区月寒中央通5丁目1-12	高木宏壽		
3	自由民主党北海道第三選挙区支部	200,000	R3/10/28	北海道札幌市豊平区月寒中央通5丁目1-12	高木宏壽		
4	(小計)	650,000					
5	TKC全国政経研究会	100,000	R3/10/20	東京都新宿区揚場町2-1	坂本孝司		
6	TKC北海道政経研究会	100,000	R3/10/20	北海道札幌市中央区北4条西3丁目1	加藤恵一郎		
7							
8							
	この頁の小計	850,000					
	その他の寄附	0					
	合 計	850,000					

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	709,216	0	
(4) 事 務 所 費	50,555	0	
小 計	759,771	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	266,286	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	788,166	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	788,166	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	1,054,452	0	
合 計	1,814,223		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分			3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	FAX複合機リース料金	22,680	R3/1/4	(株)クレディーセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1	
2	FAX複合機リース料金	22,680	R3/2/4	(株)クレディーセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1	
3	FAX複合機リース料金	22,680	R3/3/4	(株)クレディーセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1	
4	FAX複合機リース料金	22,680	R3/4/5	(株)クレディーセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1	
5	FAX複合機リース料金	22,680	R3/5/6	(株)クレディーセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1	
6	FAX複合機リース料金	22,680	R3/6/4	(株)クレディーセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1	
7	FAX複合機リース料金	22,680	R3/7/5	(株)クレディーセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1	
8	FAX複合機リース料金	22,680	R3/8/4	(株)クレディーセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1	
9	FAX複合機リース料金	22,680	R3/9/6	(株)クレディーセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1	
10	FAX複合機リース料金	22,680	R3/10/4	(株)クレディーセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1	
11	FAX複合機リース料金	22,680	R3/11/4	(株)クレディーセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1	
12	FAX複合機リース料金	22,680	R3/12/6	(株)クレディーセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1	
13	コピーカウンター料金	20,259	R3/2/24	コニカミノルタビジネスソリューション	東京都港区芝浦1-1-1	
14	コピーカウンター料金	18,385	R3/3/23	コニカミノルタビジネスソリューション	東京都港区芝浦1-1-1	
15	コピーカウンター料金	17,375	R3/4/23	コニカミノルタビジネスソリューション	東京都港区芝浦1-1-1	
	この頁の小計	328,179				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	コピーカウンター料金	25,240	R3/5/24	コニカミノルタビジネスソリューション	東京都港区芝浦1-1-1	
17	コピーカウンター料金	41,850	R3/6/23	コニカミノルタビジネスソリューション	東京都港区芝浦1-1-1	
18	コピーカウンター料金	19,104	R3/7/26	コニカミノルタビジネスソリューション	東京都港区芝浦1-1-1	
19	コピーカウンター料金	35,840	R3/8/23	コニカミノルタビジネスソリューション	東京都港区芝浦1-1-1	
20	コピーカウンター料金	74,417	R3/9/24	コニカミノルタビジネスソリューション	東京都港区芝浦1-1-1	
21	コピーカウンター料金	42,015	R3/10/25	コニカミノルタビジネスソリューション	東京都港区芝浦1-1-1	
22	コピーカウンター料金	99,814	R3/11/24	コニカミノルタビジネスソリューション	東京都港区芝浦1-1-1	
23	コピーカウンター料金	34,837	R3/12/23	コニカミノルタビジネスソリューション	東京都港区芝浦1-1-1	
	この頁の小計	373,117				
	その他の支出	7,920				
	合 計	709,216				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	政治資金監査報告書作成費	49,895	R3/3/25	川股修二	北海道札幌市厚別区上野幌1条2丁目4-3	
2						
3						
4						
5						
	この頁の小計	49,895				
	その他の支出	660				
	合 計	50,555				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	会議費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	役員会室料	12,100	R3/4/1	株グランビスタホテル&リゾート札幌パークホテル	北海道札幌市中央区北1条西4丁目	
2	委員会会場費	112,766	R3/9/28	プレミアムホテルTUBAKI札幌	北海道札幌市豊平区豊平4条1丁目1-1	
3						
4						
5						
この頁の小計		124,866				
その他の支出		6,615				
合計		131,481				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	大会費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	定期総会費	33,275	R3/4/1	(株)グランビスタホテル&リゾート札幌パークホテル	北海道札幌市中央区北1条西4丁目	
2	総会室料	60,500	R3/4/1	(株)グランビスタホテル&リゾート札幌パークホテル	北海道札幌市中央区北1条西4丁目	
3	機材・備品・内看板料	40,040	R3/4/1	(株)グランビスタホテル&リゾート札幌パークホテル	北海道札幌市中央区北1条西4丁目	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	この頁の小計	133,815				
	その他の支出	990				
	合 計	134,805				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	景品代	36,000	R3/7/6	(株)大丸	北海道札幌市豊平区美園2条3丁目	
2	景品代	21,175	R3/7/6	ワタシヨウ(株)	北海道札幌市中央区南4条東4丁目1	
3	景品代	239,000	R3/7/6	(株)サンアイ	北海道札幌市白石区流通センター7丁目1-50	
4	景品代	480,000	R3/7/8	(株)日総	北海道札幌市東区東苗穂3条3丁目1-31	
5						
6						
	この頁の小計	776,175				
	その他の支出	11,991				
	合 計	788,166				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 債 権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(宣 誓 書)

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年3月31日

政治団体の名称 宏友会

会計責任者の氏名

泉谷 栄

代表者の氏名

(代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和4年3月22日

宏友会

代表 高木宏壽 殿

登録政治資金監査人

川股修二

登録番号

第 1607 号

研修修了年月日

平成 29 年 10 月 20 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、宏友会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、宏友会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると川股修二が判断したため、あすか税理士法人（北海道札幌市厚別区上野幌1条2丁目4番3号）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

宏友会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、宏友会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。